

広島県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十一年四月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年四月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

津之郷山守線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市駅家町大字今岡五〇八番一地从先から 福山市駅家町大字今岡四五五番一地从先まで	八・二〇〇 八・五〇	二・〇〇〇 八・〇〇〇 八・二〇〇 八・五〇	八六二・〇〇	六二〇・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 五九〇・〇〇 メートル